

令和2年度 第4回 柏市通学区域等審議会

【審議事項】

(仮称) 柏北部東地区新設小学校整備に伴う通学区域について

令和3年3月18日(木) @沼南庁舎大会議室

答 申 (修正点)

新旧対照表

「柏市立小学校の通学区域及び位置の変更について」 答申

新	旧	備考欄
<p>2 柏市立田中小学校及び柏市立田中北小学校の通学区域の変更について</p> <p>5 附帯意見</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) 就学先変更に伴う対応について</p> <p>指定校が変更となる区域（小青田，小青田一丁目，小青田二丁目，小青田三丁目，小青田四丁目，小青田五丁目）に居住する令和4年度田中小学校の在籍児童について，引き続き田中小学校に就学を希望する場合には，学年を問わず学区外就学の受入れを行うこと。</p> <p>また，就学先が変更となる児童及び保護者については，学習環境，通学環境及び友人関係等，学校生活への影響が非常に大きいことを受け，新設小学校開校前から学校生活の円滑な移行に向けた取り組みに努めること。</p>	<p>2 柏市立田中小学及び柏市立田中北小学校の通学区域の変更について</p> <p>5 附帯意見</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) 就学先変更に伴う対応について</p> <p>指定校が変更となる区域（小青田地区）に居住する令和4年度田中小学校の在籍児童について，引き続き田中小学校に就学を希望する場合には，学年を問わず学区外就学の受入れを行うこと。</p> <p>また，就学先が変更となる児童及び保護者については，学習環境，通学環境及び友人関係等，学校生活への影響が非常に大きいことを受け，新設小学校開校前から学校生活の円滑な移行に向けた取り組みに努めること。</p>	<p>※ 脱字修正</p> <p>※ 「小青田地区」を正確な表記とした</p>

令和3年3月18日

柏市教育委員会

教育長 河 島 貞 様

柏市通学区域等審議会

会長 南 部 昌 敏

柏市立小学校の通学区域及び位置の変更について（答申）

令和2年7月8日付け柏教学第333号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、意見を付し下記のとおり答申します。

記

1 柏市立田中北小学校の位置の変更について

（仮称）柏北部東地区新設小学校を新たに設置することにより、柏市立田中北小学校が長期的に小規模校となることが見込まれることから、児童の良好な教育環境の維持を図るため、柏市立田中北小学校の位置を下表のとおり変更することについて、適当と判断します。

変更前の位置	変更後の位置
柏市大青田1536番地の1	柏市船戸一丁目7番1

※ 変更後の詳細な位置（住所地）は、今後の建設工事に伴い変更される場合があります。

2 柏市立田中小学校及び柏市立田中北小学校の通学区域の変更について

柏北部東地区において、今後も増加する児童数及び学級数に対応しながら学校運営及び教育活動を行うにあたっては、柏市立田中小学校及び柏市立田中北小学校両校の教育環境に不均衡の生じることのないよう教育条件・教育水準を一定に保ち、公平性を確保する必要があるとともに、今回の通学区域に関する地域住民

校の脱字を修正

小青田地区を正確な表記に修正

からの地域コミュニティの維持への要望も十分考慮し、下表のとおり通学区域を変更することについて、適当と判断します。

通学区域を田中小学校から、 新設小学校（位置変更後の田中北小学校）に変更する区域、 小青田、小青田一丁目、小青田二丁目、小青田三丁目、 小青田四丁目、小青田五丁目。

3 変更後の通学区域図

別添「田中小学校及び位置変更後の田中北小学校通学区域図」及び「変更箇所の詳細図」のとおり。

4 通学区域及び位置の変更を実施する期日

令和5年4月1日

5 附帯意見

(1) 通学路の安全対策について

柏市立田中北小学校の位置変更後の通学路については、常磐自動車道柏インターチェンジ、国道16号線及び千葉県道我孫子開宿線等が通り、大型車両を含め交通量が多いという地域的特性を有すること並びに柏北部東地区土地区画整理事業に伴う住宅開発等により急激に人口が増加し、それに伴う交通量の増加等の交通事情が大きく変化していることを踏まえ、管轄の警察署及び道路管理者等の関係者と十分な連携を図り、児童の登下校時における安全の確保に努めること。

(2) 遠距離通学対策について

柏市立田中北小学校の位置の変更により、一部児童の通学距離が大幅に延伸することについては、児童の通学上の安全確保及び負担軽減に配慮し、市内の他のエリアとの公平性にも配慮した上で、必要な遠距離通学対策を講ずること。

(3) 就学先変更に伴う対応について

指定校が変更となる区域（小青田、小青田一丁目、小青田二丁目、小青田三丁目、小青田四丁目、小青田五丁目）に居住する令和4年度田中小学校の在籍児童について、引き続き田中小学校に就学を希望する場合には、学年を問わず学区外就学の受け入れを行うこと。

また、就学先が変更となる児童及び保護者については、学習環境、通学環境及び友人関係等、学校生活への影響が非常に大きいことを受け、新設小学校開校前から学校生活の円滑な移行に向けた取り組みに努めること。

6 補足資料

別添「答申補足資料」

答申補足資料（修正点）

新旧対照表

「柏市立小学校の通学区域及び位置の変更について」 答申補足資料

スライド No.	新	旧	備考
スライド 2	<p>※ <u>同時点における田中北小学校学区に居住する未就学児（0歳～5歳）は、区画整理区域内が545人(91.9%)で、市街化調整区域内が48人(8.1%)</u></p>	(記載なし)	<p>※ 田中北小学校の通学区域に居住する児童数について、将来的に区画整理区域内の児童が増加し、市街化調整区域内の児童が減少することを補足するため、未就学児（0歳～5歳）の人数及び割合を追記。</p>
スライド 11	<p>1. <u>学校の移転により一部児童の通学距離が延伸することに対する遠距離通学対策の具体的な方法については、市内の他のエリアとの公平性にも配慮し検討する。</u></p> <p>2. <u>上記の検討にあたっては、公平性を担保できるように明確な基準の策定に努める。</u></p>	<p>1. 通学区域が決定した後、遠距離通学対策の具体的な方法については、当該地域の交通不便対策も視野に入れた対策に努める。</p> <p>2. 既存の学校が移転により通学距離が延伸することに考慮しつつ、他校との公平性にも配慮した対策を講じる。</p>	<p>※ 遠距離通学対策の「検討の方向性」について、答申に記載の内容と齟齬が生じない表現に修正。</p>

2 「田中北小学校の位置の変更（移転新築）・通学区域の変更」に関する協議

田中北小学校の小規模校化

事務局説明

- 新設小学校が新たに開校する場合、田中北小学校が長期的に小規模校化する。
 - 現在の田中北小学校に通学する児童は、区画整理区域に居住する児童の割合が多い。
 - さらに、当該通学区域においては、区画整理区域以外のエリアは市街化調整区域となっており、今後も児童の増加が見込まれない。
- 地域住民・保護者より、田中北小学校の児童の良好な教育環境を考え、「新設小学校を田中北小学校の移転とすること」の要望をいただいている。

修正箇所①

<田中北小学校児童住所地> (R2.5.1時点)

住所地	児童数	割合	児童数の傾向
区画整理区域	184人	70.5%	増加傾向【※】
市街化調整区域	77人	29.5%	減少傾向【※】

※ 同時点における田中北小学校学区に居住する未就学児（0歳～5歳）は、区画整理区域内が545人(91.9%)で、市街化調整区域内が48人(8.1%)

■ 学年別・大字別児童数

学年	住所地（大字）						
	船戸山高野	大青田	船戸	その他学区外	船戸1丁目	船戸2丁目	船戸3丁目
1年生	2	6	4	2	15	21	16
2年生	1	2	8	2	13	10	7
3年生	1	3	7	1	19	11	10
4年生	1	5	3	0	11	7	5
5年生	2	9	4	0	17	5	2
6年生	2	4	7	1	11	4	0
大字別小計	9	29	33	6	86	58	40
総計	2 6 1						

附帯意見 (2) 遠距離通学対策

柏市立田中北小学校の位置の変更により、一部児童の通学距離が大幅に延伸することについては、児童の通学上の安全確保及び負担軽減に配慮し、市内の他のエリアとの公平性にも配慮した上で、必要な遠距離通学対策を講じること。

《現状》

- ◆田中北小学校の移転に伴って通学距離が延伸する児童が発生する。最も通学距離が遠い児童で約3.3kmとなる。
- ◆田中北小学校の大青田、船戸山高野在住児童の通学距離は、平均して約2.1倍の距離に延伸する。

【審議会・地域からの意見】

- 移転により通学距離が延伸する児童の安全対策として、スクールバスの導入を求める。（地域意見）
- 他校においても遠距離通学の児童がいることを考慮し、スクールバス等の遠距離通学対策の検討においては、市内の他の地域との公平性に配慮を求める。

(審議会意見)

【検討の方向性】

修正箇所②



1. 学校の移転により一部児童の通学距離が延伸することに対する遠距離通学対策の具体的な方法については、市内の他のエリアとの公平性にも配慮し検討する。
2. 上記の検討にあたっては、公平性を担保できるよう明確な基準の策定に努める。

【報告事項】

小学校における35人学級編制について

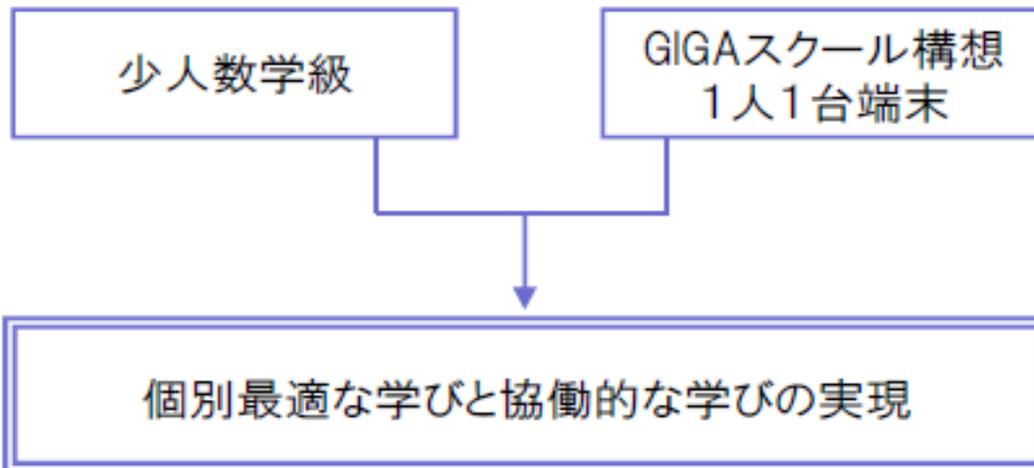
小学校における35人学級編制について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 趣旨

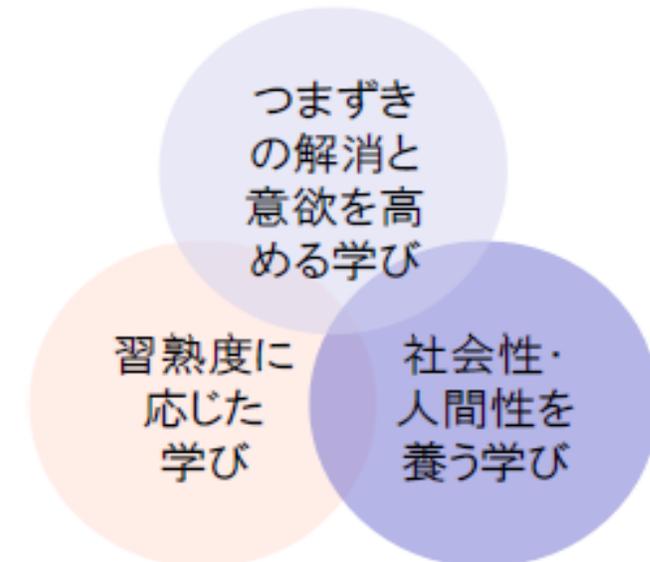
Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

【個別最適な学びと協働的な学び】



小学校における35人学級編制について

2. 概要

(1)学級編制の標準の引下げ【第3条第2項関係】

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2)少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)【附則第2条第1項関係】

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3)その他(検討規定)【附則第3条関係】

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

小学校における35人学級編制について

従来の学級編制

【国の学級編制基準】

小学校：1年生 35人 2～6年生 40人
中学校：全学年 40人

【千葉県学級編制基準（普通学級）】

※柏市も同様

小学校：1～3年生 35人 4～6年生 38人
中学校：1年生 35人 2, 3年生 38人



新たな学級編制

『 R3～R7 年度までの5年間で、段階的に小学校全学年で35人学級へ移行 』

年度	35人	38人（国40人）
R3	1-2年生	3-6年生
R4	1-3年生	4-6年生
R5	1-4年生	5-6年生
R6	1-5年生	6年生
R7	全学年	なし

★ 令和3年度以降，小学校2年生から段階的に移行

★ 千葉県基準では既に小学1～3年生は35人学級のため，
本市で影響が出るのは **令和5年度以降**

小学校における35人学級編制について

柏市立小学校での影響

● 35人学級編制を踏まえた学級数の予測（～R8まで）

学級数計	R5	R6	R7	R8
①従来基準	719	726	720	720
②新基準	726	742	747	749
増加学級数	7	16	27	29

➤ 従来の学級編制基準による学級数と比較し、
全42校中26校の小学校で**合計29学級増加見込み**

※ 26校中21校では最大学級数は増加しない
(例：酒井根小学校)

年度	従来基準						新基準					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R3	R4	R5	R6	R7	R8
学級数	19	19	19	18	17	17	19	19	19	19	18	18

従来基準よりも学級数は増加見込みだが教室不足にはならない

● 必要な教室整備にかかる施設整備費（見込み）

① 教室改修（4校）：柏五小，柏六小，高田小，松葉一小

既存の特別教室を普通教室へ改修。1教室あたり約650万円×4校＝**約2,600万円**

② 校舎増築（1校）：高柳小

一時的な教室不足に対応するため校舎を増築。1教室あたり約3,200万円×1校＝**約3,200万円**

(※ 別途、校舎の増築・改築等の対応を進めている、田中小・田中北小・柏三小・柏の葉小を除く)

計5,800万円

新基準(35人学級)では、児童増加エリアの学級増を加速させるが、他のエリアでの影響は少ない

※児童増加エリア：柏の葉，柏たなか，柏駅周辺，豊四季台

柏北部東地区新設小学校開校までのスケジュール

令和2年7月～令和3年3月

- ◆ 通学区域等審議会を計4回開催
 - ・ 新設小学校通学区域に関する答申
 - ・ 各種課題について審議及び意見交換

令和3年7月～

～令和4年3月

～令和5年3月

- ◆ 建設工事を開始
- ◆ 通学区域を決定・周知
- ◆ 必要備品・学習教材の購入
- ◆ 両校の交流事業の実施
- ◆ 開校

令和5年4月～

令和3年度以降の通学区域等審議会の開催予定

- ❖ 現時点で、通学区域の見直しを予定している箇所はありません。
- ❖ 本審議会は、令和3年度内に1回以上開催する予定です。

児童生徒数の推計結果や新設小学校での課題検討状況等についての報告を予定しております。

※日程や内容の詳細につきましては、会長と調整の上、あらためて皆様に御案内させていただきます。